

● 従業員を雇用したとき

従業員を雇用したときは、所得税・住民税の手続きをする必要があります。

所得税 正社員だけでなく、パートアルバイトであっても、原則として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいます。この書類があれば「甲欄」で源泉所得税を天引きします。他の事業所にてメインで働いている場合は、この書類の提出は不要ですが、「乙欄」で源泉所得税を天引きしなければなりません。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式は、国税庁のHPで入手できます。

住民税 事業者が特別徴収義務者である場合、定期的に給与の支払いをする従業員（正社員など）は、住民税の特別徴収（天引き）をする必要があります。ただし、住民税は、前年の所得に対して課税されるため、翌年の5月までは住民税の特別徴収の必要ありません。転職など従業員に前職がある場合や、普通徴収であった場合は、本人から希望があれば、特別徴収の継続や切替えをすることができます。これらの書類は各市町村のHPなどで入手できます。なお、パートアルバイトなどで、給与の支払いが不定期な場合は、住民税の手続きは必要ありません（普通徴収となります）。

税目	書類等	備考
所得税	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に提出してもらう 事業者で保管
住民税	（継続して特別徴収を希望） 特別徴収に係る給与所得者異動届 （普通徴収であったが、新たに特別徴収を希望） 特別徴収への切替申請書	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に給与の支払いをする従業員のみ 住所地の市区町村に提出

また、健康保険・厚生年金などの社会保険や雇用保険は、定められた条件を満たせば、正社員・パートアルバイトなどにかかわらず、加入しなければなりません。

社会保険	所定労働時間が週 30 時間以上 （従業員 500 人以上）	<ul style="list-style-type: none"> 「基礎年金番号」の提出を受ける 年金事務所に「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」を提出
雇用保険	所定労働時間が週 20 時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 前職がある場合、「雇用保険被保険者証」の提出を受ける ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出

社会保険事務については、年金事務所・ハローワーク・社会保険労務士などにご相談下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。